

地域薬学ケア専門薬剤師（暫定認定）Q&A（ver.3）

＜過渡的措置（暫定認定）の制度に関して＞

Q1：「地域薬学ケア専門薬剤師（暫定）」の過渡的措置の認定要件について知りたい。

A1：下記の要件を満たすことが必要です。

1. 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師として優れた人格と見識を備えている
2. 薬剤師としての実務経験5年以上、かつ薬局での実務経験が1年以上あり、申請時に薬局に勤務していること。
3. 申請時に本学会会員
4. 日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師、日本病院薬剤師会日病薬病院薬学認定薬剤師または日病薬生涯研修履修認定薬剤師、日本薬剤師会生涯学習支援システム（JPALS）クリニカルラダー5以上、日本医療薬学会医療薬学専門薬剤師、その他本学会が認めた認定制度による認定薬剤師のいずれかの認定を有している。
5. 医療薬学に関する全国学会あるいは国際学会での発表（筆頭）が1回以上、もしくは国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌に掲載された医療薬学に関する学術論文（筆頭）あるいは症例報告（筆頭）が1報以上
6. クレジット20単位以上
7. 専門薬剤師認定取得のための薬物療法集中講義参加1回以上
8. 医療薬学会年会参加1回以上

Q2：「地域薬学ケア専門薬剤師（がん）（暫定）」の過渡的措置の認定要件について知りたい。

A2：A1の要件に加え、下記の要件を満たすことが必要です。

- ・がん専門薬剤師集中教育講座参加1回以上
- ・学会発表（筆頭）または学術論文（筆頭）あるいは症例報告（筆頭）のテーマはがん領域のものであること

Q3：地域薬学ケア専門薬剤師制度が開始される時期を知りたい。

A3：2021年1月から認定（暫定）が開始されます。

Q4：過渡的措置はいつまで実施されるのか？

A4：2027年度の申請分までです。

Q5：「地域薬学ケア専門薬剤師（暫定）」または「地域薬学ケア専門薬剤師（がん）（暫定）」の1回目の更新までに要件を満たせなければどうなるのか？

A5：更新することは出来ません。なお、要件を満たすことができれば、改めて新規申請を行うことは可能です。

Q6：暫定認定期間中に、「地域薬学ケア専門薬剤師」から「地域薬学ケア専門薬剤師（がん）」に資格を変更することは可能か？

A6：現時点では、暫定認定期間中の資格変更は認められません。

資格変更を希望する場合は、以下いずれかの方法で変更いただくことになります。

A. 暫定認定期間中は研修を満了し、正規認定取得後、資格移行のための然るべき追加要件（※）を満たして「地域薬学ケア専門薬剤師（がん）」を取得する。

B. 改めて最初から「地域薬学ケア専門薬剤師（がん）」暫定認定の取得手続きを行う。

なおBの場合、基幹施設調整依頼（マッチング）を申請し、調整が成立した場合には改めて「地域薬学ケア専門薬剤師（がん）」の暫定認定申請を行う必要があります。また、当初の研修を中止した時点または「地域薬学ケア専門薬剤師（がん）」の暫定認定を取得した時点のいずれか早い方の時点をもって、「地域薬学ケア専門薬剤師」の暫定認定資格は喪失します。

※：「地域薬学ケア専門薬剤師（がん）」は、当初は「地域薬学ケア専門薬剤師」取得後に「副領域（がん）」についての研修が追加され修了した専門薬剤師を想定していましたが、時代の要請もあり、それを短縮版として取得できるように制度設計されたものです。

したがって、今後、「地域薬学ケア専門薬剤師」を取得後に「副領域（がん）」を取得できるような仕組みを検討中であり、暫定認定終了までに創設する予定です。

<過渡的措置（暫定認定）の認定・審査に関して>

Q1：地域薬学ケア専門薬剤師制度は過渡的認定期間があるが、過渡的認定期間に「地域薬学ケア専門薬剤師（暫定）」として認定された場合、その後（5年後）、正式に認定されるための更新要件としては、更新要件を満たせば良いのか、若しくは地域薬学ケア専門薬剤師の新規取得要件を満たすことで正式な地域薬学ケア専門薬剤師になるのかが知りたい。また、「地域薬学ケア専門薬剤師（がん）」についても同じことが要件となるのか。

A1：「地域薬学ケア専門薬剤師（暫定）」から正式な地域薬学ケア専門薬剤師になるときに限り、地域薬学ケア専門薬剤師の新規取得要件における申請時の不足分を満たせば正式に認定されます。更新の要件を追加で求めるものではありません。

Q2：「地域薬学ケア専門薬剤師（暫定）」の認定を受けているが、5年で必要となる要件を満たした。5年目に「地域薬学ケア指導薬剤師」を取得することは可能か？

A2：「地域薬学ケア専門薬剤師（暫定）」認定を受けている者が、5年目の更新時に地域薬学ケア専門薬剤師の正規申請要件を全て満たすことに加えて、「地域薬学ケア指導薬剤師」の認定要件を満たせば申請が可能です。

Q3：暫定認定後の更新時に必要な症例報告も、5年以内のものでなければ認められないのか

A3：「地域薬学ケア専門薬剤師（暫定）」から正式な地域薬学ケア専門薬剤師になるときに限り、5年以上前の症例を用いて申請することができます。ただし各症例数の1割までとします。（地域薬学ケア専門薬剤師：5症例、地域薬学ケア専門薬剤師（がん）：悪性腫瘍領域は2症例が上限）

Q4：過渡的措置で「地域薬学ケア専門薬剤師（暫定）」の認定を受けた薬剤師が在籍する施設は連携施設になれるか？

A4：地域薬学ケア専門薬剤師（暫定）が在籍する施設は連携施設の認定を受けることが可能です。

Q5：過渡的措置で「地域薬学ケア専門薬剤師（暫定）」の認定を受けた薬剤師は、1回目の更新までに連携施設に在籍し、研修を受けなければならないが、その連携施設は、自らの在籍をもって連携施設になれるのか？それとも、自分以外の薬剤師が人的要件を満たさなければならないのか？

A5：過渡的措置で認定された「地域薬学ケア専門薬剤師（暫定）」または「地域薬学ケア専門薬剤師（がん）（暫定）」の薬剤師自らが人的要件となることが出来ます。また、複数の薬剤師がその人的要件を獲得しても構いません。

<過渡的措置（暫定認定）の研修に関して>

Q1：「地域薬学ケア専門薬剤師（暫定）」の更新申請時に特別な事由で更新が困難になった場合、どうなるか。

A1：「地域薬学ケア専門薬剤師（暫定）」の認定期間中あるいは更新申請時において、産前産後休暇・育児休暇・介護休暇・海外留学・病気療養などの理由により更新要件を満たさない場合は最長5年間まで更新を保留することができます。ただし、更新保留を希望する者は、本来の更新申請時点において、前項の理由を証明する書類を提出し、認定委員会の

審査を受ける必要があります。また、地域薬学ケア専門薬剤師の認定更新保留中は、地域薬学ケア専門薬剤師を標榜することはできません。

Q2：基幹施設との調整が不成立となった場合、地域薬学ケア専門薬剤師の暫定認定申請はできないのか

A2：研修施設が決定されている方を対象に地域薬学ケア専門薬剤師の暫定認定を行うため、研修先の基幹施設が決定しなかった場合は、暫定認定申請は認められません。

Q3：基幹施設とのマッチングが完了しているが、その後、もし地域薬学ケア専門薬剤師または地域薬学ケア専門薬剤師研修施設（連携施設）のいずれかの認定が認められなかった場合、調整された研修はどうなるか。

A3：地域薬学ケア専門薬剤師の暫定認定ならびに地域薬学ケア専門薬剤師研修施設（連携施設）の認定がされるまで、基幹施設の調整結果は仮決定となっています。そのため、両認定が揃わなかった場合、調整結果は無効となります。

Q4：暫定認定期間中に研修を中断または中止した場合、どうなるのか？

A4：研修を中止している期間は、暫定認定の資格は「認定停止」の取り扱いとなります。また、現在の研修先との連携研修契約も原則は解約となりますので、必ず学会事務局にご連絡ください。

ただし、予め6か月以内に再開する予定が立っている場合には、原則として中止とはみなさず中断扱いとします。この場合、研修先と事前に相談の上、事情が認められた場合には、不足分の回数ならびに内容を研修期間内に履修することでご対応ください。（学会への連絡は必須ではありません。）研修中断期間は、年度内で6か月以内、かつ5年間で計1年以内を限度とします。

Q5：研修中止後に研修を再開するには、どうすればよいか？

Q5：新規の希望者と同様、年1回の基幹施設調整依頼（マッチング）を申請いただき、成立した場合は、翌年4月より、不足分の研修の再開が可能です。

Q6：中止を経て研修を再開した場合、研修修了前に暫定認定期間が終了するが、どうなるか。

A6：研修履修中に暫定認定が失効した後も、研修を継続することが可能です。（暫定認定者の標榜はできません。また、研修継続のためには連携施設の認定は更新いただく必要がありますので、特に人的要件についてはご注意ください。）研修満了後、地域薬学ケア専門薬剤

師の正規認定の申請が可能です。

なお、以下のケースに限り、認定期間の延長措置の対象となります。(いずれも要審査。)

- ・ 基幹施設をやむをえない事情により研修を中止した場合
- ・ 連携施設における業務の休職（又は時短勤務）に伴い研修を中止した場合